

平成29年度行政事業レビューシート (内閣府)

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-------------------|---------------|-------------------|---|--------------|-----------|
| 事業名 | 児童手当等交付金に必要な経費 | | | 担当部局庁 | 子ども・子育て本部 | 作成責任者 | |
| 事業開始年度 | 昭和46年度 | 事業終了(予定)年度 | 終了予定なし | 担当課室 | 児童手当管理室 | 樋口 俊宏 | |
| 会計区分 | 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 | | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | ・児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)第18条、19条 ・児童手当法施行令(昭和46年9月4日政令第281号)第5条 | | | 関係する計画、通知等 | 児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(内閣総理大臣通知 平成27.5.14府子本第102号) | | |
| 主要政策・施策 | 子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画 | | | 主要経費 | 社会保障 | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | 別紙のとおり。 なお、本事業は平成26年度末まで厚生労働省において実施し、平成27年度より内閣府において実施している。平成24年8月に可決・成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、内閣府へ子ども・子育て本部が設置された。子ども・子育て本部においては、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等に対する財政支援や児童手当の支給等について一元的に行うこととし、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。 (厚生労働省作成平成27年度行政事業レビュー「子どものための金銭の給付交付金に必要な経費」(事業番号676)) | | | | | | |
| 実施方法 | 負担 | | | | | | |
| 予算額・執行額 (単位:百万円) | 予算の状況 | 当初予算 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度要求 |
| | | 補正予算 | 1,417,776 | 1,417,664 | 1,415,471 | 1,400,678 | 1,379,547 |
| | | 前年度から繰越し | - | - | - | - | - |
| | | 翌年度へ繰越し | - | - | - | - | - |
| | | 予備費等 | - | - | - | - | - |
| | | 計 | 1,417,776 | 1,417,664 | 1,415,471 | 1,400,678 | 1,379,547 |
| | 執行額 | 1,407,695 | 1,390,204 | 1,369,886 | | | |
| | 執行率(%) | 99% | 98% | 97% | | | |
| 当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) | 99% | 98% | 97% | | | | |
| 平成29・30年度予算内訳 (単位:百万円) | 歳出予算目 | 29年度当初予算 | 30年度要求 | 主な増減理由 | | | |
| | 児童手当交付金 | 1,351,720 | 1,327,525 | 支給対象児童数の減 | | | |
| | 特例給付等交付金 | 48,958 | 52,022 | | | | |
| | | | | | | | |
| | 計 | 1,400,678 | 1,379,547 | | | | |

| 定量的な成果目標の設定が困難な場合 | 定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標 | 定量的な目標が設定できない理由 | | 定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績 | | | | | | |
|---|--|--|---|--------------------------|---|-----------|------|--------------|----------------|--|
| | | 児童手当は、要件に該当する者(0歳～中学校卒業までの児童を養育する者)に対して支給されるものであり、目標値の設定はできない。 | | | 児童手当の支給により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 | | | | | |
| 事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績 | 代替目標 | 代替指標 | | 単位 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 中間目標 - 年度 | 目標最終年度 - 年度 | |
| | | 児童手当受給者数 | 実績 | 人 | 9,603,619 | 9,513,328 | - | - | - | |
| | | | 目標値 | - | - | - | - | - | - | |
| | | | 達成度 | % | - | - | - | - | - | |
| 活動指標及び活動実績(アウトプット) | 活動指標 | | | 単位 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 活動見込 | 30年度 活動見込 | |
| | 児童手当受給者数(28年度実績は集計中) | | 活動実績 | 人 | 9,603,619 | 9,513,328 | - | - | - | |
| | | | 当初見込み | - | - | - | - | - | - | |
| 単位当たりコスト | 算出根拠 | | | 単位 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度活動見込 | | |
| | 本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものであり、単位あたりコストの算出にはなじまない | | 単位当たりコスト | - | - | - | - | - | | |
| | | | 計算式 | / | - | - | - | - | | |
| 政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムの関係 | 政策 | 20 子ども・子育て支援の推進 | | | | | | | | |
| | 施策 | ② 子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進 | | | | | | | | |
| | 測定指標 | 定量的指標 | | 単位 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 中間目標 - 年度 | 目標年度 29 年度 | |
| | | 児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合 ※目標値は右記の数値以上とする。 | 実績値 | % | 95 | 96 | 97 | - | - | |
| | | | 目標値 | % | 95 | 95 | 95 | - | 95 | |
| 本事業の成果と上位施策・測定指標との関係 | | | | | | | | | | |
| 児童手当は請求した月の翌月分から支給されるものである。子どもが生まれた場合は、生まれた月又は出生日の翌日から起算して15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給されるが、逆に当該期間を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月からの支給となり、本来受け取れたはずの月分の手当が受け取れなくなる。 このため、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求していただくよう勧奨することが肝要であり、当室から自治体向けに広報資料の作成及びホームページへの掲載等を行い、また、自治体においては、出生届提出の際に児童手当の申請の案内を行う等により、未申請者の減少を図ることで、目標の達成に寄与することとなる。 | | | | | | | | | | |
| 事業所管部局による点検・改善 | | | | | | | | | | |
| 国費投入の必要性 | 項目 | 評価 | 評価に関する説明 | | | | | | | |
| | 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 | ○ | 少子化が進展する中で安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、本事業は、子育て家庭の経済的負担の軽減を求める声に対し子ども及び子育て家庭を支援するため、児童手当支給対象者に現金給付を行っており、国民や社会のニーズを反映している。 | | | | | | | |
| | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 | ○ | 児童手当法において定められていることから、国が実施すべき事業である。(地方自治体、事業主の負担あり) | | | | | | | |
| | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。 | ○ | 子育て家庭は経済面での支援を求める声も強いこと等から、子ども及び子育て家庭を支援するという明確な政策目的の達成手段として児童手当法に基づき支給されており、優先度が高い事業である。 | | | | | | | |

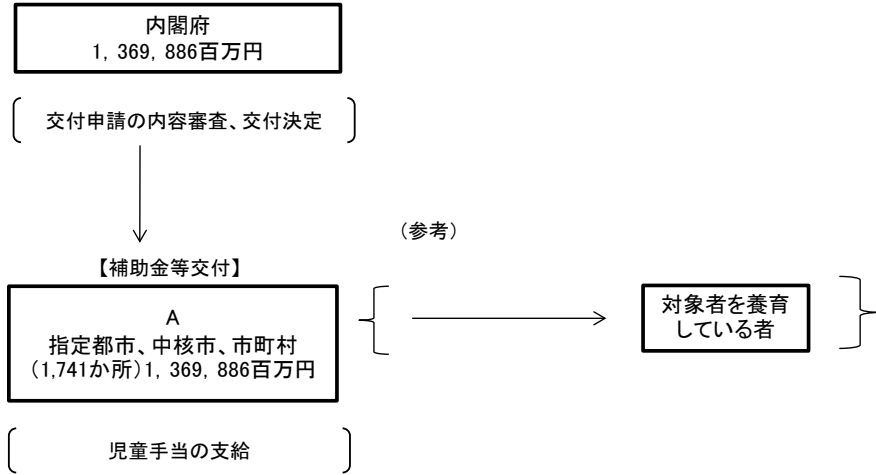
| | | | | |
|--|--|---|---|-----|
| 事業の効率性 | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 | - | | |
| | 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。 | 無 | | |
| | 競争性のない随意契約となったものはないか。 | 無 | | |
| | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | ○ | 本事業は交付要綱に基づき交付することとなり、地方自治体、事業主負担もあり、妥当である。 | |
| | 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 | - | - | |
| | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | - | - | |
| | 費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | ○ | 本事業は、児童手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものである。 | |
| | 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | - | - | |
| 繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | - | - | | |
| その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。 | - | - | | |
| 事業の有効性 | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。 | - | 児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできないが、今後とも適正な執行に努める。 | |
| | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。 | - | - | |
| | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | ○ | 予算執行率は97%となり、おおよそ活動指標は見込みに見合ったものとなっている。 | |
| | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | ○ | 児童手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。 | |
| 関連事業 | 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載) | - | | |
| | 所管府省名 | 事業番号 | | 事業名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 点検・改善結果 | 点検結果 | 本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものである。交付申請を行った全市町村に対し、交付金を交付しており、安定した制度の運用を行っている。 | | |
| | 改善の方向性 | 引き続き、児童手当支給対象者に確実に手当を支給できるよう努めてまいりたい。 | | |
| 外部有識者の所見 | | | | |
| ・別紙がないので事業概要が不明であるが、厚生労働省ではなく内閣府が所管することによって付加される事業価値、あるいは政策的意味は何か。 | | | | |
| 行政事業レビュー推進チームの所見 | | | | |
| 現状通り | 引き続き、効果的・効率的な事業の実施に努めることとし、効率的に執行した実績を概算要求に反映させること。また、外部有識者の所見を踏まえ、必要な点検を行うこと。 | | | |
| 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況 | | | | |
| 現状通り | 内閣府に子ども・子育て本部を設置することにより、制度ごとに分かれていた推進体制を整備した。引き続き、効果的・効率的な事業の実施に努めることとしたい。 | | | |
| 備考 | | | | |
| | | | | |

関連する過去のレビューシートの事業番号

| | | | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--|
| 平成22年度 | 厚生労働省0960 | 平成23年度 | 厚生労働省0896 | 平成24年度 | 厚生労働省0778 | |
| 平成25年度 | 厚生労働省0662 | 平成26年度 | 厚生労働省0666 | 平成27年度 | 新27-0005 | |
| 平成28年度 | 0108 | | | | | |

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

| A.横浜市 | | | B. | | |
|-------|----------------|-------------|----|----|-------------|
| 費目 | 用途 | 金額 (百万円) | 費目 | 用途 | 金額 (百万円) |
| 児童手当 | 児童手当等交付金に必要な経費 | 38,970 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 38,970 | 計 | | 0 |

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

| | 支出先 | 法人番号 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 契約方式等 | 入札者数 (応募者数) | 落札率 | 一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上) |
|--|-------|---------------|---------|--------------|--------|----------------|------|---|
| 1 | 横浜市 | 3000020141003 | 児童手当の支給 | 38,970 | 補助金等交付 | - | - | |
| 2 | 大阪市 | 6000020271004 | 児童手当の支給 | 27,426 | 補助金等交付 | - | - | |
| 3 | 名古屋市 | 3000020231002 | 児童手当の支給 | 24,162 | 補助金等交付 | - | - | |
| 4 | 札幌市 | 9000020011002 | 児童手当の支給 | 18,622 | 補助金等交付 | - | - | |
| 5 | 福岡市 | 3000020401307 | 児童手当の支給 | 18,129 | 補助金等交付 | - | - | |
| 6 | 川崎市 | 7000020141305 | 児童手当の支給 | 16,281 | 補助金等交付 | - | - | |
| 7 | 神戸市 | 9000020281000 | 児童手当の支給 | 16,049 | 補助金等交付 | - | - | |
| 8 | 広島市 | 9000020341002 | 児童手当の支給 | 14,292 | 補助金等交付 | - | - | |
| 9 | さいたま市 | 2000020111007 | 児童手当の支給 | 14,165 | 補助金等交付 | - | - | |
| 10 | 京都市 | 2000020261009 | 児童手当の支給 | 14,147 | 補助金等交付 | - | - | |
| 支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載 | | | | | | | チェック | |

児童手当制度の概要

| | | | | | |
|------------------|--|-------------------|---|--------------|--------------|
| 制度の目的 | ○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する | | | | |
| 支給対象 | ○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) | 所得制限 (夫婦と児童2人) | ○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満 | | |
| 手当月額 | ○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) | 受給資格者 | ○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 | | |
| | ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) | 実施主体 | ○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施 | | |
| | | 支払期月 | ○毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払) | | |
| 費用負担 | ○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(2.3/1000)を乗じて得た額。 | | | | |
| | | 被用者 | 非被用者 | 公務員 | |
| | 0歳～3歳未満 | 特定給付 (所得制限以上) | 国 2/3 地方 1/3 | 国 2/3 地方 1/3 | 所属庁 10/10 |
| | | 児童手当 | 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45 | 国 地方 | |
| 3歳～ 中学校修了前 | 特定給付 (所得制限以上) | 国 2/3 地方 1/3 | 国 2/3 地方 1/3 | 所属庁 10/10 | |
| | 児童手当 | 国 地方 | 国 地方 | | |
| 財源内訳 (29年度予算) | [給付総額] 2兆1,985億円 (内訳)国負担分 : 1兆2,175億円(1兆2,320億円) (2兆2,216億円) 地方負担分 : 6,087億円(6,160億円) ※ () 内は28年度予算 事業主負担分 : 1,832億円(1,835億円) 公務員分 : 1,891億円(1,902億円) | | | | |
| その他 | ○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断) | | | | |

●児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則

(検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。